神村交流館

神村コミュニティセンターだより11月号

〈発行〉2026年(令和8年)　11月
福山市神村交流館神村コミュニティセンター
〒729-0112 福山市神村町4790-1
TEL (084)934-3445
kamura-community@city.fukuyama.hiroshima.jp

こどもの権利条約を知っていますか?

～こどもの笑顔をまもるために～



人は生まれながらに「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利」を持っています。これは何かと引き換えに与えられるものではなく、また何かをしないと取り上げられるものではありません。

しかし、権利が守られない多くのこどもたちがいます。こどもの権利を守っていくために 1989年11月20日に国連で採決された『こどもの権利条約』が定められました。前文と54条からなる条約で、日本は1994年に批准しています。こどもの権利条約で決められているいろいろな権利は4つの基本的な考えが共通しており『4つの原則』とよばれています。こどもとの関わりの中で一人の人権を持っている人だと意識してみてください。周りのこどもたちを明るい声かけで見守り、安心して暮らせる地域をつくっていきませんか ？





差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどんな人か、障がいの有無など、どんな違いがあっても差別されることは許されません。

こどもが一番

おとなは、「こどもにとって最もよいことは何か?」をいつも考えなければなりません。
すべてのこどもの人生は、おとなの都合だけで決められて良いものではありません。

守られる命

すべてのこどもには生きる権利があります。
こどものすこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

すべてのこどもは自由に意見を言い、年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。

※公益財団法人人権教育啓発推進センター発行「こどもの権利条約」参照

高齢者交流事業

健康講座のお知らせ

① 11月24日(火) 13:30～15:00
内　容　100歳体操と脳トレーニング
講　師　交流館主事
持参物　水分補給のための飲み物

② 12月22日(火) 13:30～15:00
内　容　健康体操と体力測定
講　師　井上　邦枝さん
持参物　水分補給のための飲み物

●場　所●

神村ふれあいプラザ

●問合せ●

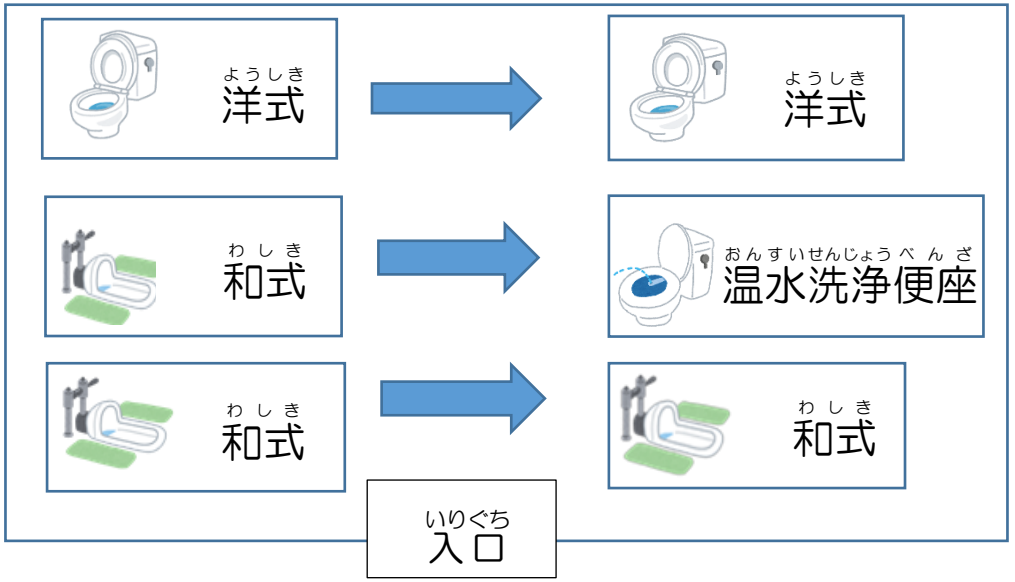
神村コミュニティセンター
☎０８４－９３４－３４４５

※申込み不要・参加自由です

おしらせ！

◎１階女子トイレが変わりました

※和式が洋式トイレ温水洗浄便座になりました。



◎1階多目的トイレ

転倒防止のために手すりがついて
洋式温便座になりました。
誰でもご利用いただけます。

